

## 業務委託契約書（案）

契約件名 熊本高等専門学校学寮給食及び学生教職員食堂業務委託

契約金額 金 円也（うち消費税額及び地方消費税額 円也）

上記消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、代金額に 108 分の 8 を乗じて得た額である。

委託者 独立行政法人国立高等専門学校機構熊本高等専門学校 契約担当役 事務部長 米澤 宏 と受託者 ○○○○ は、熊本高等専門学校学寮給食及び学生教職員食堂業務（以下、「本件業務」という。）を委託することについて、次のとおり契約を締結するものとする。

第 1 条 委託者は、熊本高等専門学校学寮給食及び学生教職員食堂の適正かつ円滑なる運営を図るため、本件業務を受託者に委託する。

第 2 条 受託者は、本件業務の実施にあたり、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）その他関係法令等を遵守し、教育機関における業務であることを十分認識し、その品位と秩序を乱すことのないよう配慮するものとする。

第 3 条 本件業務の実施細目は、別紙のとおりとする。

2 受託者は、前項の実施細目を遵守するほか、本校職員の指示に従い本件業務を実施するものとする。

第 4 条 委託期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

2 ただし、双方協議の上、契約日から起算して 3 年間で限度として毎年度更新することができるものとする。

第 5 条 委託者は、本件業務委託期間終了後、受託者の適性な請求書を受理した日から 60 日以内に支払うものとする。

第 6 条 本件業務に要した電気料、水道料及びガス料は受託者の負担とする。

第 7 条 受託者がその責に帰すべき事由により、給食業務を遂行しなかった場合は、これにより生じた損害相当額を、損害賠償として委託者に支払わなければならない。

第 8 条 契約保証金は、免除する。

第 9 条 委託者は、本件業務に必要な施設及び物品（以下「施設等」という。）として、別に定める施設等を受託者に無償にて使用させるものとする。

第 10 条 受託者は、善良な管理者としての注意をもって施設等を使用しなければならない。

2 施設等の維持、保全のため必要とする経費は委託者の負担とする。

第 11 条 受託者は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失し又は毀損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

第 12 条 受託者は、施設等を本件業務以外に使用し又は第三者に貸与してはならない。

2 受託者は、自己の負担において施設等の修繕、模様替等をしようとするときは、委託者の承認を受けなければならない。

第13条 受託者は、本契約の履行を第三者に委託又は請け負わせてはならない。

第14条 受託者は、その責に帰すべき事由により、喫食した者に対して食中毒又は伝染病等の被害を与えたときは、被害者に対しその損害を賠償するものとする。

第15条 受託者が給食業務を履行できなくなった場合の補償のため、あらかじめ代行保証人を定め、受託者の申出にともない委託者が給食業務の代行の必要性を認めた場合は、代行保証人が本件業務を履行するものとし、この場合も、代行保証人は受託者に代わって各契約条項を遵守するとともに受託者の義務も免責されるものでないものとする。

第16条 委託者は、受託者が本契約に定める義務を履行しなかった場合又は正当な理由なく委託者の指示に従わなかったときは、本契約を解除することができるものとする。

2 受託者は、委託者に対し前項の契約の解除について異議の申立て又は損害賠償請求その他一切の請求することはできないものとする。

第17条 委託者又は受託者が自己の都合により、この契約を解除しようとするときは、2ヶ月前までに相手方に申し出、その同意を得なければならない。

第18条 委託期間が満了したとき又は前2条の規定によりこの契約が解除されたときは、受託者は、施設等を原状に回復して返還しなければならない。ただし、委託者の承認を受けた場合はこの限りでない。

第19条 この契約について必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則によるものとする。

第20条 受託者は、本契約に関して、知り得た個人情報の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構が定めた個人情報取扱業務契約遵守事項による。

第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約内容に疑義を生じた場合は、委託者・受託者協議のうえ定めるものとする。

第22条 この契約に関する訴えの管轄は、熊本高等専門学校所在地を管轄区域とする熊本地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、委託者・受託者は次に記名し印を押すものとする。

なお、この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成26年 月 日

委託者 八代市平山新町2627  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
熊本高等専門学校  
契約担当役 事務部長 米澤 宏

受託者